

(目的)

第3条 この法人は、教育、福祉の観点を中心に子どもや大人の「気づき」を学ぶ場所を構築（築き）し、持続可能な社会の創り手の育成及びすべての人々のウェルビーイングの向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等への研修及び啓発並びに支援・助言に関する事業
- (2) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の心の悩みの相談に関する事業
- (3) 子ども・保護者・教員・スクールカウンセラー等の特異な問題への緊急対応及び学校等の対処方法の助言に関する事業
- (4) 子どもからの援助要請に関する調査・研究に関する事業
- (5) 不登校支援、発達障害及びグレーゾーンの子どもの支援に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業